

第  
7809  
号

# READAS

リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2026年)令和8年 1月 5日 月曜日

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

## ◆ 通勤手当の非課税限度額が改正に

**Q:** 通勤手当の非課税限度額が改正になったそうですが、どのようになったのですか？

**A:** 次のようになりました。

【解説】

令和7年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

改正後の1か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

- ・通勤距離が片道55km以上である場合  
31,600円→38,700円
- ・片道45km以上55km未満である場合  
28,000円→32,300円
- ・片道35km以上45km未満である場合  
24,400円→25,900円
- ・片道25km以上35km未満である場合  
18,700円→19,700円
- ・片道15km以上25km未満である場合  
12,900円→13,500円
- ・片道10km以上15km未満である場合  
7,100円→7,300円
- ・片道2km以上10km未満である場合  
4,200円(改正なし)

なお、この他についてはこれまでと同じです。この改正は、令和7年11月20日に施行され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

